

七尾港大田工業用地 分譲のご案内



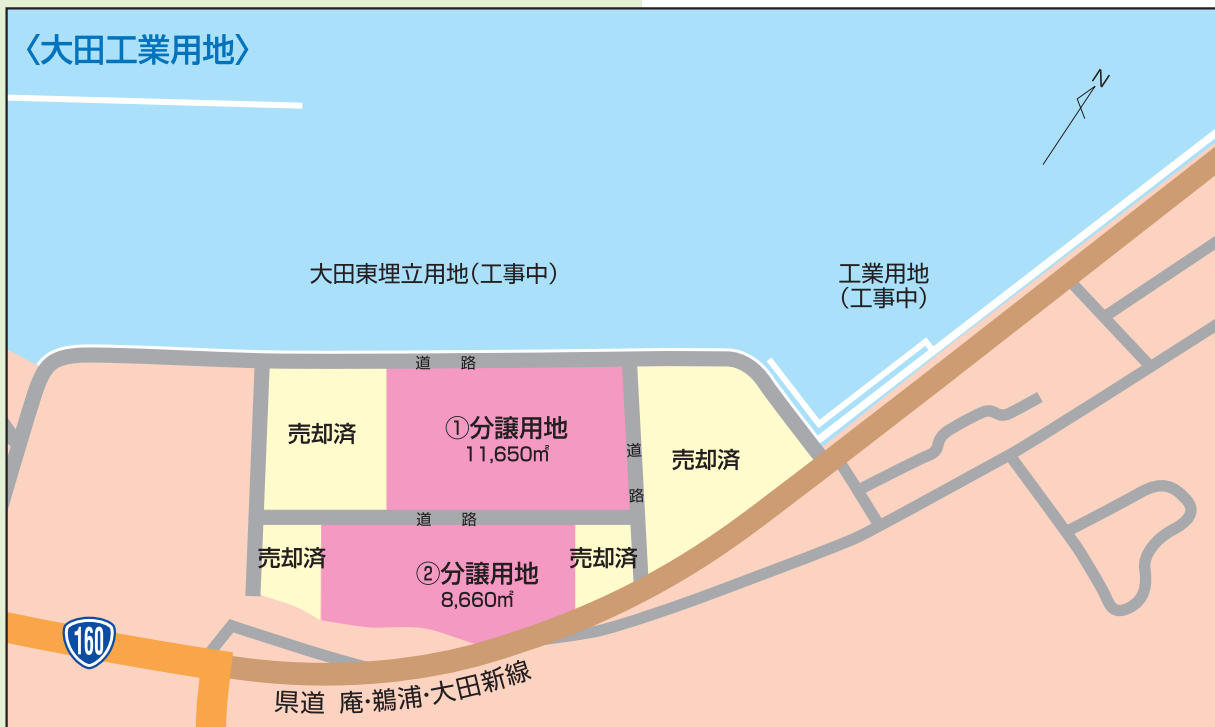
大田工業用地の概要

項目	用地内容
所在地	七尾市大田町地内
分譲面積	分譲中：20,310㎡ 内訳 ①11,650㎡ ②8,660㎡
地目	宅地
電力	引込可能電圧 6kV
用水	上水道使用可 Φ150mm
排水	排水路→七尾湾 公共下水道（整備計画有）
地盤・地質	1. 地耐力 -10mでN値30 2. 地質 -5~-20mのところ泥岩
地域開発法等による指定	<ul style="list-style-type: none"> 工業再配置促進法による誘導地域 工業立地法による工業適地
都市計画法関係	用途区分：工業地域

位置図



〈大田工業用地〉



優遇措置

(1) 石川県の助成制度

	制度名	助成対象	助成内容				
補助金	企業立地促進補助金	(1) 対象 製造業、植物工場、流通加工を伴う物流施設等の新設又は増設 (2) 要件 投資額(新設・増設)4億円以上 ※ただし、新設は常時雇用者数が1人以上増加、増設は常時雇用者数の維持が条件。 ※創造的産業等立地促進補助金との重複適用が可能。	補助限度額 ① 新設の場合 投資額の20%+県外からの新規常時雇用者数×50万円又は5億円(特認10億円)のいずれか低い額 ② 増設の場合 投資額の10%+県外からの新規常時雇用者数×50万円又は2億円(特認5億円)のいずれか低い額 ※新設は、県外からの新規立地をいう。 ※直近事業年度の付加価値増加率が8%以上または一人当たりの付加価値額が基準値を上回る企業は投資額に対する補助率を1割上乘せ				
	本社機能等立地促進補助金	(1) 対象 本社機能施設、情報処理、提供サービス業等の新設又は増設 ※本社機能施設は、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事など)、各種業務統括(研究開発など)等の事業所をいう。工場及び当該地域を統括する営業所は含まない。 (2) 要件 <table border="1"> <tr> <td>常時雇用者数(純増)</td> <td>投資額(新設・増設)</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>5,000万円以上</td> </tr> </table> ※創造的産業等立地促進補助金との重複適用が可能。	常時雇用者数(純増)	投資額(新設・増設)	5人以上	5,000万円以上	補助限度額 ① 新設の場合 投資額の25%+常時雇用者数(純増)×50万円又は5億円(特認10億円)のいずれか低い額 ② 増設の場合 投資額の15%+常時雇用者数(純増)×50万円又は2億円(特認5億円)のいずれか低い額 ※新設は、県外からの新規立地をいう。
	常時雇用者数(純増)	投資額(新設・増設)					
5人以上	5,000万円以上						
創造的産業等立地促進補助金	(1) 対象 ① 産業高次機能施設 企業の中核管理機能又は研究開発機能に係る事業場 ② 空港・港湾活用工場等 空港又は港湾を活用し、国際物流拠点化に貢献する工場等 ③ 独自技術保有工場等 市場占有率の高い自社製品の製造又は高度な基礎技術保有工場等 ※①～③の新設又は増設 (2) 要件 ① 投資額 産業高次機能施設は5億円以上 空港・港湾活用工場等、独自技術保有工場等は20億円以上 ② 常時雇用従業員(純増) 産業高次機能施設は10人以上 空港・港湾活用工場等、独自技術保有工場等は1人以上	助成対象としての指定を受けた企業に対し、事業場の設置に要した投資額の一部を助成します。 (1) 助成金額の算定 助成金額は、限度額の範囲内で、地域経済に対する貢献度等を考慮して算出 (2) 助成限度額 ① 産業高次機能施設 投資額の20%以内 ② 空港・港湾活用工場等 投資額の10%以内 ③ 独自技術保有工場等 投資額の10%以内 ※①～③の算定により得た金額又は15億円のいずれか低い額。					
融資	企業立地促進融資	(1) 県外からの企業の新規立地であること (2) 県が指定する用地(農工地区、工場適地、県・市町の造成団地等)に立地するもの (3) 投資額が4億円以上 (4) 常時雇用者数が1人以上増加すること	(1) 融資対象経費 工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費(投資額) (2) 融資限度額 投資額の2/3又は5億円のいずれか低い額 (3) 利率(令和5年4月1日現在) 知事が定める率 融資期間10年以内 固定1.60% // 10年超 変動1.75% (4) 融資期間 10年以内又は15年以内(うち、据置2年以内)				

(2) 七尾市の助成制度

	制度名	助成対象	助成内容
補助金	七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 工場(食品加工施設を除く。)、物流施設、その他施設の新設 投資額が1億円以上(増設は5,000万円以上) 研究所、IT情報産業施設、食品加工施設の新設投資額が5,000万円以上(増設は3,000万円以上) 新設に伴う雇用5人以上(増設は3人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 新設………投資額の20% 増設………投資額の10% 本社移転企業は助成率5%上乘せ 指定業種(食品加工、木材加工)は助成率10%上乘せ 地元企業発注奨励助成金………地元発注額の5%加算 ※ただし、市内企業に直接又は1次下請で発注する額が投資額総額の10%以上に限る。 2億円限度(市長特認:新設10億円、増設5億円) 雇用助成金………七尾市内在住の新規雇用者(常用)の採用1人につき50万円(限度額2,000万円)
融資	七尾市企業誘致融資制度要綱	<ul style="list-style-type: none"> 用地1,000㎡以上 工場などの建物床面積300㎡以上 用地取得後3年以内に操業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象経費………工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費 融資限度額………投下固定資産額の2/3以内(限度額2億円) 利率………市長が定める率(金融機関と要協議) 融資期間………10年以内又は15年以内(うち、据置2年以内)

分譲についての問い合わせ先

2023.3

■石川県土木部港湾課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 ☎(076)225-1746 FAX(076)225-1747 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/>

■石川県商工労働部産業立地課・港湾活用推進室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 ☎(076)225-1517 FAX(076)225-1518 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/>

■石川県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3(都道府県会館14F) ☎(03)5212-9016 FAX(03)5212-9018

■石川県大阪事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目14-3(リゾートトラスト御堂筋ビル2F) ☎(06)6363-3077 FAX(06)6363-3130

■七尾市役所産業部産業振興課

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地 ☎(0767)53-8565 FAX(0767)52-2812 <https://www.city.nanao.lg.jp/>

